

令和2・3年度の

後期高齢者医療保険料率を改定します

2月21日に、茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、令和2・3年度の保険料率が下表のとおり決定しました(茨城県内の保険料率は均一)。

なお、令和2年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します。

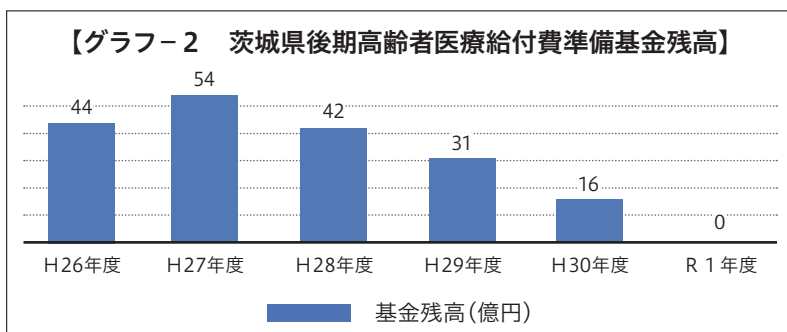
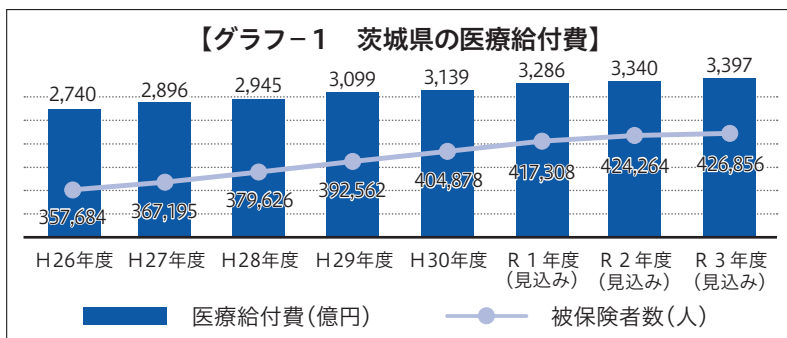
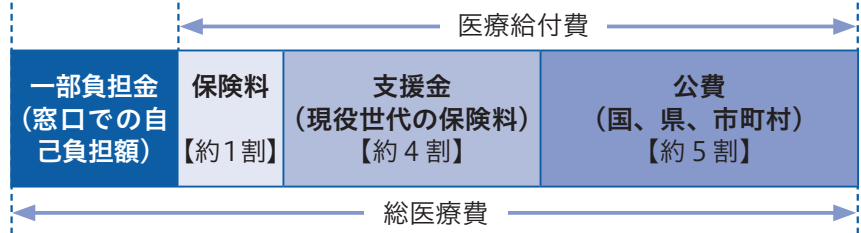
【問い合わせ】▽保険料の計算について…茨城県後期高齢者医療広域連合事業課(☎309-1213)▽保険料の納付について…住民課保険年金担当(☎282-1711 内線1134・1135)

		令和2・3年度	平成30・31年度 (参考)	増額分
令和2・3年度の 後期高齢者 医療保険料率	均等割額	4万6,000円	3万9,500円	6,500円
	所得割率	8.50%	8.00%	0.50%
保険料の賦課限度額(上限額)		64万円	62万円	2万円

茨城県後期高齢者医療広域連合が保険料率を見直しました

後期高齢者医療保険料率は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。

後期高齢者医療制度では右図のとおり、公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、被保険者の後期高齢者医療保険料が約1割を負担しています。これにより、被保険者が受ける医療に係る給付等を行っているため、後期高齢者医療保険料率は、今後2年間の医療給付費等の見込みに対応できるように計算しました。



被保険者数の増加に伴い、医療給付費は年々増加しています(グラフ-1参照)。県では、茨城県後期高齢者医療広域連合が保有する基金を取り崩すことで、保険料率を8年間(平成24年度～令和元年度)据え置くことができました。

しかし、令和元年度末で基金が底をつくため(グラフ-2参照)、令和2・3年度の医療給付費を保険料で賄えるよう、今回、茨城県後期高齢者医療広域連合が保険料率を改定しました。

保険制度の安定的な維持・運営のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

個人の保険料額の決め方をご紹介します

個人の保険料額は下の式より決定します。年度の途中で被保険者になった方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

1年間の保険料額 <small>(100円未満切り捨て、 賦課限度額64万円)</small>	=	均等割額 <small>(被保険者一人当たり)</small> 4万6,000円	+	所得割額 「賦課の基となる金額」 × 8.50%
---------------------------------------------------------------	---	--------------------------------------------------------------	---	----------------------------------------------

計算するに
当たって

▽賦課の基となる金額は「総所得金額等 - 基礎控除33万円」で計算します。
 ▽総所得金額等とは、前年の収入から必要経費(公的年金控除額や給与所得控除額など)を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。
 なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

令和2年度の保険料軽減措置について

世帯の所得水準にあわせて、下表のとおり均等割額が軽減されます。

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等の合算額が次の場合	軽減割合	軽減後の均等割額
①33万円以下の世帯(②を除く)	7.75割	1万350円
②33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他各種所得がない場合に限る)	7割	1万3,800円
③33万円+「28万5千円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	2万3,000円
④33万円+「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	3万6,800円

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円未満は120万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。

※7割軽減の方は年金生活支援給付金の軽減強化支援策の対象となります(非課税等の要件あり)。

【軽減特例の段階的見直しについて】

上記①・②は、平成30年度まで特例措置により9割または8.5割軽減でしたが、世代間の公平を図る観点などを踏まえ、段階的に制度本来の仕組みである7割軽減に戻ることとなりました。

軽減の基準	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①の場合	8.5割軽減	8.5割軽減	7.75割軽減	7割軽減
②の場合	9割軽減	8割軽減	7割軽減	

【軽減基準について】

上記③・④は、軽減の基準が引き上げられ、対象者が拡大されました。

軽減の基準	令和元年度	令和2年度
③の場合	「 28万円 ×世帯の被保険者数」	「 28万5千円 ×世帯の被保険者数」
④の場合	「 51万円 ×世帯の被保険者数」	「 52万円 ×世帯の被保険者数」